

FEBRUARY 25TH 2009

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:《国際税務関連取扱通達》公布！ 国際税務関連その他の規定と中国税務行政の将来

昨年10月、国家税務総局の組織改革により「大企業管理司」という名称の新たな部門が生まれた。『大企業』に対する徴税事務を統括的に司る部局であり、増値税、企業所得税といった税目や管轄地域の枠を超えて、統括的、横断的に税源管理、日常検査、国際税務関連の調査を行うとともに、納税者へのワンストップサービスを提供することを職能とする。当局は『大企業管理』の第一陣として、エネルギー、通信、銀行等の国有企業から31社、民営企業から4社、外資系企業からはノキア、モトローラ、シーメンス、マクドナルド、サムソン、ウォルマート等10社、合計45社を選定した。45社の納税額の税収総額に占める割合は増値税、企業所得税を中心に23%にも達し、総局が歳入の約4分の1を納める大口納税者に対する苦情処理の窓口機能を提供する一方で、企業には“税務リスク”を自主的に管理するための内部統制の構築を期待している。この試みが成功裡に終わるかどうかは、税務当局にとっては45社からの本年度における税収が安定的に確保されることであり、納税者にとっては地方毎の税務行政の不統一を総局が調整し、合理的で公平感のある徴税事務が執行されること、の双方が充足されるかどうかにかかっている。その結果を以って、大企業管理司の管轄下に置かれる次なる企業が生まれることが予想されることから、予備軍として控える多くの“大企業”にとり本試行の行く末は興味深いものである。これは中国の税務行政が企業の自主管理に傾斜していることの表われでもある。税務当局は電子納税による事務の合理化を推進して徴税コストを削減すると同時に、調査担当官の恒常的な人員不足を補うため、時に一罰百戒的、或いはキャンペーン的に税務調査を行いながら納税者の遵法意識を高めて効率的な税収の確保を目指すことであろう。

以下では、前回解説した文書化と税務調査以外の特別納税調整実施弁法（以下、弁法）に規定される国際税務の各項目を解説する。

事前確認協議（APA）

弁法第六章で「事前確認協議の管理」が規定されている。中国のみで申請するユニラテラルAPAでは市レベルの国家税務局、二国間のバイラテラルAPAでは市レベル税務局と同時に国家税務総局へAPAの意向を申し入れることとされる（第47条、50条）。

申請は、（一）年間関連取引金額が4,000万元以上であること、（二）合法的に関連取引申告義務を履行していること、（三）規定に基づき移転価格文書を準備、保存、提出していること、の三要件を充足する企業に認められるが、意向申し入れが受理されるかどうかは、市レベルの所轄税務当局（具体的には移転価格実務担当者）のAPAに対する受容度合と、当該企業におけるAPA実施の緊急性にかかっている。これまでAPAを締結した米国ウォルマート社及び韓国企業がともに大企業管理司の管轄下にあることを鑑みるに、選定された“大企業”は第一優先でAPAを申請する権利があるとも考えられるし、それ以外の企業でも相当額の関連取引の規模が要求されるものと推測できる。また、申請の意向を確認する予備会談は匿名方式でも受け付ける（第50条）と規定されるが、所轄税務当局の積極的な関与を求めなければ申請自体がおぼつかない現状を見れば、実名での予備会談申込みは必須であろう。

¹ 日系メーカー1社を含む

弁法では、事前確認協議を3年から5年の将来年度に適用するだけでなく、同様の価格設定原則及び算定方法を過年度に遡及して適用することができる（第49条）との規定がみられる。

当局がAPAを過去の調査事案の延長として捉える傾向があることは否めず、当該条項は過年度の移転価格調査がない中でのAPA申請に対して、税務当局の側から過年度への遡及適用、即ち税務調査に近い状況確認の申入れがある可能性も視野に入れ、企業グループ全体にとってのAPAのメリットを考量する必要がある。

その他全十八条にわたり具体的な手順及び資料について記述されているが、従来のAPA取扱個別通達（《国家税務総局の関連企業間取引に対する事前確認の実施規則》（国税発〔2004〕118号））と大差ない。

コストシェアリング契約

第七章は、一章を割いてコストシェアリング契約を記述するものであるが、中国の移転価格実務を時系列的に眺めて考えるに極めて唐突な規定である感は否めない。これまで二国間で取交わされたコストシェアリング契約は、知りうる限りでは仏国企業との事例のみであり、APA以上に中国税務当局の実務担当官にとって馴染みが薄い。従って当条項は中国の技術志向を税法的に反映したものであり、生産技術等無形資産の中国への導入促進を主眼としていえるべきであろう。コストシェアリング契約が許容されるか否かは当該技術の内容次第である。

コストシェアリング契約では、将来便益の予測、分担すべきコストの把握と配分割合の公平な決定という各要素に合理性が求められる。所轄の税務当局にとっては未経験の分野であり、申請に対する当局の慎重な姿勢が予想されるとともに、実際の事案が成立するまでには長い時間を要するであろう。しかしながら二国間APAの成立経緯を踏まえていえば1、2件の推奨事案が先行事例的に短期間で成立することも有りうる。

一方、企業グループの集中購買及びマーケティング戦略に係る役務費用に関するコストシェアリング契約（第67条）は、技術無形資産の事案がいくつか積み重ねられた後に議論の俎上に上がることと予想される。

タックスヘイブン対策税制

第八章に記述される「特定外国子会社の管理」は、今後国有企業や民営企業が中国外で活動する局面を予想した“押さえ”の規定である。

外国法人を共同で支配（持分割合50%超）する場合の、10%以上の持分を有する内国企業（外資系企業を含む）が、実効税率ベースで中国の企業所得税率（標準25%）の50%を下回る国家（地区）に設立された当該外国法人の留保所得に課税するものであるが、経済合理性を有する場合、或いは年間利益が500万元以下というセーフハーバー条項に該当する場合は適用除外とされる。香港であれば、設立された外国法人が香港域内で実業を営む場合には適用除外になるものの、所得の源泉が香港域外（オフショア）にある場合や株式・不動産等譲渡所得（キャピタルゲイン）にある場合には非課税となる税法体系であることから、実効税率が基準を下回る可能性も否めず、日系企業の中国子会社がその傘下に香港孫会社を有する場合などで注意が必要である。

過少資本税制

弁法第九章では“関連者”からの限度額を超える借入金に係る支払利息を損金不算入と規定しており、個別通達（財税〔2008〕121号）で、金融業では関係者借入金と資本金の比率を5:1、その他業種では同比率を2:1と定めている。企業が関連者から間接的に借入れる場合も、過少資本税制の適用対象となる関連者借入金と規定されているため、銀行委託貸付・借入も対象となる。実効税率が高い国内関連者からの当該上限を超える借入金に対する支払利息は、結果的に損金算入できる。外資企業法、合併企業法等に規定される総投資額と資本金の比率は最も大きい場合において3:1、（総投資額 - 資本金）＝借入金であるため、借入金：資本金の比率に置きなおせば2:1となり、投資関連法規上、借入金に依存する法人の設立・運営ができないこととなっている。

その意味から外資系企業に対する直接的な影響はない²はずであるが、将来的には外資系企業の投資関連法規が会社法に一本化される方向にあることを考えれば、当該税制は外資系企業にも実際に適用され、企業グループ内での余剰資金の活用時における追加コストとして利息の損金不算入に伴う税金支出を考慮すべきであろう。

最後に私見ながら、中国税務当局のこれからの税務行政のありかたとしては、外貨管理における当局（外貨管理局）が外為取扱銀行の監督を通じて企業の外国為替を管理しているように、所轄税務当局が各地の登録税理士事務所を活用して企業の申告事務を間接的に管理する方向に向かうように思う。このためには、“仲介機構”（認定税理士事務所）の業務水準と職業倫理が一定以上に確保されていなければならない、また税務当局にも納税者にも偏らない公平な立場を保った有能な税理士の育成と税理士事務所の監督管理が必須である。そのとき納税者は自ら申告事務を行なうことも選択できようが、香港のように会計事務所による申告事務の外注化が主流となる時代はそう遠くないように思われる。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸（公認会計士）

² 当該投資関連法で規制する枠を超える短期借入があった場合における支払利息については、ここでは考慮しない。

CHINA WEEKLY

トピックス:輸出決済オンライン照合審査の改善通知／輸出決済の規制緩和

中国国家外貨管理局は9日付で、来料加工貿易の外貨受取比率の引き上げ等の措置を盛り込んだ「輸出外貨受取人民元転オンライン照合審査管理の改善に関する通知」(匯発[2009]10号／*)を公布した。

輸出代金の受取に対しては、昨年、輸出取引を装ったホットマネーの流入を懸念し、クロスボーダー資金の監督管理を強化するため、2008年7月14日よりオンライン照合審査システムを導入し、輸出関連の外貨受取・人民元転の限度管理を行っているが、現下の世界金融危機の広がりにより、ホットマネーの流入懸念が後退したことに加え、加工貿易も低迷しているため、輸出企業の資金繰りの緩和により輸出の促進を図ろうとする当局の意図が背景にあるものと思われる。

* 日本語仮訳・中国語原文: <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309022501.pdf>

◆輸出決済のオンライン照合審査システムとは:

企業の輸出代金は一旦全て「輸出外貨受取照合・審査待ち口座」に入金される。同口座の限度額は輸出通関データ、前受金データ、貿易分類等に基づき外管局が決定。企業が同口座内の外貨を人民元転或いは振替える場合、銀行による輸出の実体確認が必要となる。輸出決済の取引実体の確認は、税関、外貨管理局、銀行を結ぶオンライン・データシステムで行われる。

◆今回の通知の主な内容:

①来料加工貿易の外貨受取比率の調整:

2009年2月15日より、来料加工貿易の外貨受取比率を20%から30%に引き上げる。
(各種貿易の輸出外貨受取可能額は下表をご参照。)

＜表:貿易分類別の輸出外貨受取可能額(2009.02.15 現在)＞

貿易分類	輸出外貨受取可能額
一般貿易	輸出貨物通関申告書の取引総額。
進料加工貿易	輸出貨物通関申告書の取引総額。
その他貿易	輸出貨物通関申告書の取引総額。
来料加工貿易	輸出貨物通関申告書と外貨受取比率の積の累計。 外貨受取比率の査定比率は30%。 ※実際の外貨受取比率が査定比率より高い場合、輸出契約、税関捺印済みの輸出貨物通関申告書正本及び企業公章捺印済み写しを銀行に提出し、人民元転・振替を行う。
前受金貿易	企業が既に登記した前受金。 原則、残高で前年度輸出受取総額の25%以内。但し、1回当たり3万米ドル相当額以下は限度管理対象外。 ※上記比率を超えた場合、或いは船舶、大型プラント設備輸出及びバイヤーズ・クレジットによる前受は外管局へ外貨受取可能額の引き上げを申請することが可能。
輸出通関不要貿易	企業は銀行業務公章捺印済みの涉外収入申告書正本と相応の証憑を提出。 銀行は照合審査システムに涉外収入申告書番号と外貨受取金額を入力し手続を実施。

②オンライン照合に「先行」する人民元転・振替の許容:

企業が実際に輸出し、海外から外貨代金が送金されているが、輸出実績データのシステムへの伝送遅延によりシステム上の外貨受取可能額が一時的に不足する場合、企業は銀行に承諾説明書を提出することで、オンライン照合審査を行わずに、「照合審査待ち口座」内の資金の人民元転・振替を行うことができる。但し、人民元転・振替後30営業日以内にオンライン照合審査の補足手続を行わなければならない。

③為替変動による差額の許容:

為替レートの変動により受取外貨が登記金額より多くなった場合(*)、その差額資金について、企業は状況説明をすることで、「照合審査待ち口座」から人民元転・振替を行うことができる。

* 人民元建インボイスに基づく外貨払いや契約通貨と支払通貨が異なる場合等。

以上

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**国務院 新たに電子情報産業、軽工業、石油化学産業の振興策を発表**：産業振興策の一環として、自動車、鉄鋼、紡績、設備製造、船舶に続き、国務院は18日に電子情報産業、19日に軽工業、石油化学産業の振興計画を可決した。「電子情報産業」については、同産業を支柱産業と位置づけた上で、ハード、ソフト両面の技術力向上を図るべく、アウトソーシングサービスを促進、増値税輸出還付率の現行水準を維持、企業向け輸出融資・信用保険等の資金支援を強化、「軽工業」については、国民生活に密接に関わる産業の振興として、雇用拡大、国産品の質的向上、海外市場の開拓を目指し、税制・融資等による中小企業向けに資金支援、食品安全管理を強化、増値税輸出還付率の引上げを推進、「石油化学産業」については、価格決定メカニズム改革、技術改革等により長期的な競争力を強化する、としている。なお、3月に開催予定の「两会」(人民代表大会・政治協商会議)では、これ迄に発表された振興計画の実施細則が審議される予定。

◆**国務院 大卒雇用の促進措置を通知**：国務院は1月19日付で、地方政府や関連部門に対し、大卒者の雇用を重要課題と捉えて財政補助等の措置を通じ雇用拡大を図るよう通知した。大卒者の地方、中西部地区での就職に対する企業と個人への補助金支給、大中国有企業や科学研究機関の大卒者雇用の支援、大卒の中小企業就職者への現地戸籍の付与(直轄市は除外)、起業の奨励のほか、2009年から3年に亘り大卒者100万人のインターンシップを実施する。2009年の大卒者は610万人と年間の生産人口増加の半分以上を占めるだけに、大卒者の雇用拡大による雇用圧力の緩和が重要となっている。

◆**1月の財政収入は前年同月比▲17.1%**：16日の財政部の発表によると、1月の財政収入は6,131.61億元で前年同月比▲17.1%と、昨年10月以来4ヶ月連続のマイナスの伸びとなった。景気減速による企業の業績悪化、自動車取得税・印紙税等の減税政策を受けて、企業所得税が同▲24.8%、自動車取得税が同▲21.2%、印紙税が同▲95.7%。増値税輸出還付率の引上げによる還付額の増加も税収減に大きく影響した。今年度は4兆元の景気刺激策実施に向け財政支出の拡大が見込まれ、3月の全人代には昨年比9倍に上る9,500億元の財政赤字予算案の提出が予定されており、赤字の殆んどは国債発行で賄われる模様。

【産業】

◆**保税物流センターが相次ぎ認可 輸出促進・加工貿易支援か**：税関総署、財政部、税務総局、外貨管理局は11日、瀋陽、深圳空港等5つの保税物流センター(B型)の設立を認可した。保税物流センター(B型)は、海に面した保税物流園區に対し、内陸に位置する保税地域で、貨物が保税物流センターに入った段階で輸出の増値税還付等が実施されることが、輸出入企業や加工貿易メーカーの資本繰りの改善や運輸コストの削減に繋がる。当局は昨年末にも17箇所を一斉に保税物流センターに認可しており、保税物流業の発展促進、輸出の促進、加工貿易の支援等を目的としているものとみられる。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2009.02.16	6.8347	6.8340~6.8350	6.8340	0.0005	7.4538	-0.0262	0.8813	-0.0000	8.7218	-0.1002	0.9600	2508.56	72.21
2009.02.17	6.8355	6.8342~6.8439	6.8395	0.0055	7.4612	0.0074	0.8822	0.0009	8.6391	-0.0827	0.9720	2435.23	-73.33
2009.02.18	6.8392	6.8362~6.8409	6.8380	-0.0015	7.3941	-0.0671	0.8816	-0.0006	8.6156	-0.0235	1.0000	2320.08	-115.15
2009.02.19	6.8372	6.8353~6.8374	6.8354	-0.0026	7.3118	-0.0823	0.8815	-0.0001	8.6411	0.0255	0.9500	2337.98	17.90
2009.02.20	6.8355	6.8352~6.8378	6.8372	0.0018	7.2857	-0.0261	0.8817	0.0002	8.6080	-0.0331	0.9960	2373.83	35.85

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は前週末比ほぼ同水準となる6.8347でオープン。17日に一部英字誌の報道により、国家発展改革委員会の張曉強副主任による「1ドル6.95-7.00まで人民元は下落する可能性がある」との発言が伝えられると、人民元は急落し今月初末となる6.84を下回り下落。週間安値となる6.8439を示現した。その後翌18日には当局より同発言報道が否定されると市場は落ち着きを取り戻し、週後半にかけては6.83台後半での狭いレンジ内取引のまま6.8372で越週となっている。今週の当局者による元安発言は否定されたものの、輸出産業の低迷や国内在庫の積みあがり等国内景気先行き不透明感が払拭されない中、市場では依然として一段の元安観測も熾っている。昨年12月の一時的な元安局面以降、人民元為替相場は当局意向を反映した6.83~6.84台での安定的な推移を続けており、今後も同水準での安定推移がメインシナリオではあるものの、当局者発言等をきっかけに変動が再開される可能性にも注意が必要だろう。(2月20日)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。